

福島県相双地域等への介護職員等の応援について

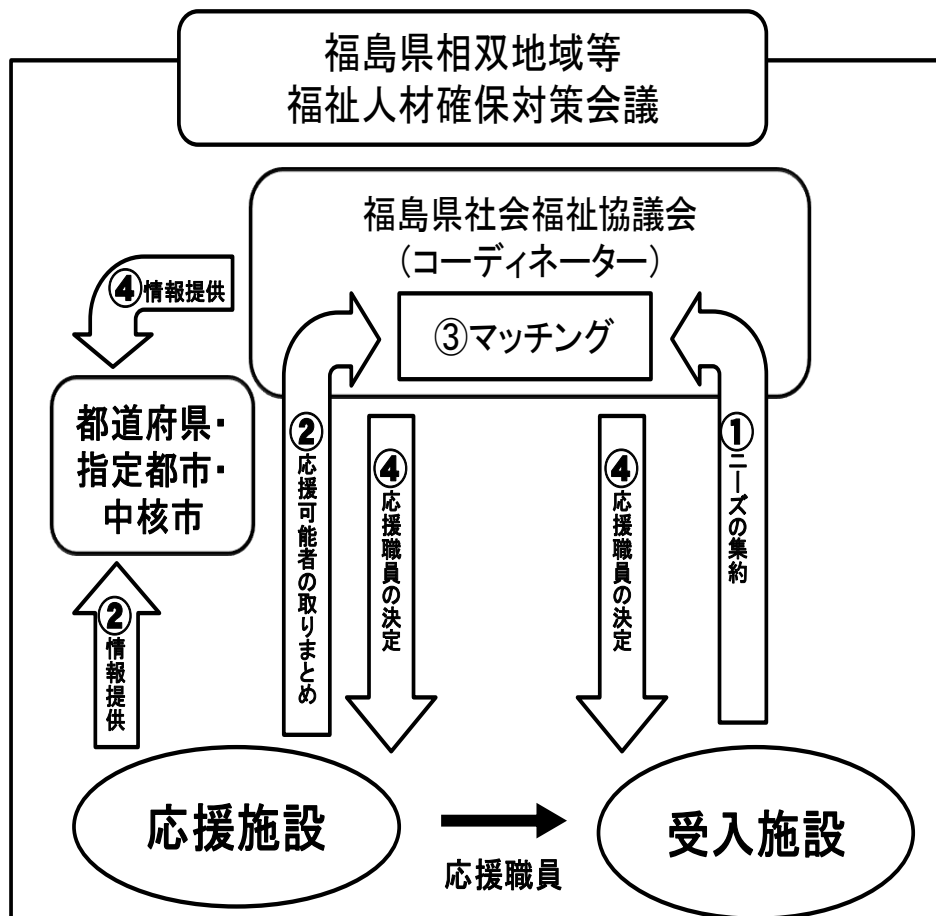
- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることを決定。
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。
(平成24年12月25日)

(参考) 介護職員不足の状況(福島県による調査)

	職員が減少した施設数(か所)			左記施設における職員の減少数(人)		
	H24.2 調査	H24.9 調査	差引	H24.2 調査	H24.9 調査	差引
福島県全体	71	62	▲ 9	226	217	▲ 9
相双地域	8	6	▲ 2	49	33	▲16
いわき市	12	10	▲ 2	43	45	2
相双地域等計	20	16	▲ 4	92	78	▲14

- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、平成24年6月から12月末までの **延べ応援人数は 101名**
平成25年1月から 3月末までの **延べ応援人数は 44名**(見込み)

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



- ①相双地域等のニーズ(希望する応援期間、職種、人数等)を集約
- ②応援可能者の応募のとりまとめ(都道府県等へ情報提供)
- ③受入施設のニーズ、応援可能者の応募内容のそれぞれの内容をマッチングし、応援職員を選定
- ④正式決定後、受入施設、応援施設及び都道府県等へ通知

福島県相双地域等福祉人材確保対策会議
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

2. 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応について

- 別紙のとおり

長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応

【火災の概況】

- 出火：平成25年2月8日（金）19：40分頃
- 施設：グループホームベルハウス東山手
 - ・入居者数 9名（うち1名短期入居者）
 - ・鉄骨造一部木造4階建
 - 1、2階がグループホーム（以下「GH」という）
 - 3、4階は事務所と住宅の用途
 - ・GH部分の床面積：270.36㎡

消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる対象施設(275㎡以上)には非該当

- 死傷者数：
 - ・死者 4名
内訳（GH利用者3名、一般住宅の居住者1名）
 - ・負傷者 8名
内訳（GH利用者6人、職員1名、一般住宅の居住者1名）

（参考）過去のグループホーム火災とその後の対応

●平成18年1月8日発生（長崎県大村市）
やすらぎの里さくら館：死者7名、負傷者3名、延床面積：279.1㎡

- ◇ 275㎡～1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助（平成21年4月～）
 - ※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き下げ 1,000㎡→275㎡へ（平成19年6月改正 平成21年4月1日施行）
- ◇ 夜間人員配置基準を強化：宿直不可とし、夜勤の義務づけ（平成18年4月～）

●平成22年3月13日発生（北海道札幌市）
グループホームみらいとんでん：死者7名、負傷者2名、延床面積：248.43㎡

- ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助（平成22年9月～）
- ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加が得られる」ための運営基準の一部改正（平成22年9月～）
- ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化：ユニットごとに1人の夜勤（2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止）（平成24年4月～）

今後の対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

防火安全体制の徹底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置